

経営者のための法律相談Q&A その59

民事上のお金でも、支払わなければ刑事事件に?!

せっかく弁護士に頼んで裁判までやったのに、支払ってもらえない、費用ばかりかかって泣き寝入りか。そんな声が寄せられる中、民事執行法の財産開示の制度が強化されました。刑事罰も新設されたため、これまで、警察が、「民事不介入」といつて取り合ってくれなかった内容でも、捜査のため、警察署へ出頭せよ、といった対応がなされるようになりました。

財産開示請求とは

民事上の裁判で、判決等を取得し、確定した場合には、当然のことながら、裁判所が下した内容に応じた義務を果たす必要があります。貸した金を返せ、であるとか、請負代金を支払え、交通事故の賠償金を払え、といった内容です。しかし、お金がない、支払いたくない、民事だから放っておこう、といった様々な理由により、実際には支払いがないケースもあります。

この場合、弁護士に依頼するなどして、勤務先の給料や、預貯金、自宅などを差し押さえる民事執行手続がありますが、回収できないことも珍しくありません。

こうしたとき、財産開示という制度

を検討することになります。

すなわち、差し押さえなどを実行しても、全額回収できなかった場合、債務者を裁判所に呼び出して、勤務先や資産などを、裁判官を通じて、あれこれ聞き出し、支払いを促すというものです。

これまでの財産開示請求の手続

ところが、この財産開示請求、改正前の制度では、期日に出頭しない、あるいは、虚偽の申告をするといった場合であっても、過料という行政罰が科されるのみであり、しかも、実際には、ほとんどその過料さえも命じられなかったため、無視をされれば、現実問題、それまでということもありました。

改正後の財産開示請求の威力

ところが、先般、民事執行法が改正され、この財産開示請求の手続が申立てられ、債務者が出頭しなかった場合には、懲役刑を含めた刑事罰が与えられるよう、規定が新設されました。刑事罰!つまり、警察が動いてくれるというものです。

とはいえ、この制度、始まったばかり。私も、何度か東広島警察署へ行って、告発状を受理してもらおうよう要請

しましたが、警察もまた、不慣れであり、当初は、「民事不介入なので」といったようなことも窓口で言われましたが、説明をして告発状が受理された結果、債務者(被疑者)を取り調べるため、出頭するよう連絡を入れてくれるようになりました。

結果、警察に逮捕されるかもしれないという抜群の効果から、債務者から事務所に連絡が入り、「支払いますので、告発を取り下げてください」といったような泣き言が入る始末。だったら、初めから払えばよいのにと嫌味を言いつつ、きつちりと遅延損害金まで付加して支払ってもらいました。

お悩みの皆様、新しい制度を利用して、回収を試みましょう。

他にも強力な制度はないの?

このほか、債務者に資産があるかどうかは分からないけれども、いつまでもたっても判決に従った支払いをせず、のらりくらりと曖昧な返事をしているようなケースにおいては、債権者が、破産の申立てをするという強烈な制度もあります。

たしかに、債務者にしてみれば、担保はついているものの、銀行への住宅ローンは支払っており、そこに住み続けられれば、あえて、他に借金があるからといって、自分で破産を申立てること(いわゆる自己破産)まではしないケースも多いでしょう。個人事業主

や法人たる会社に対しても、債権者申立てをすることによって、債務者が慌ててお金をかき集めて、破産申立てを取り下げてもらうようお願いしてくる事例もありました。

ただし、債権者申立ての場合、債権者自身が、裁判所に対し、規模に応じて、予納金を数十万円から数百万円を納める必要があります。当面の金銭的負担もあります。どうやって回収するのがベストか、弁護士などの専門家を相談してみてください。



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎493-7100 ☎493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上根裕章・谷脇裕子

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織

大橋真人